

令和 4 年度第 1 回ふれあい座談会

主催	ふじみ野市手をつなぐ育成会
テーマ	会員が日頃感じている疑問や不安、要望など
日時	令和 4 年 11 月 27 日(日)午後 2 時 30 分～4 時 30 分
場所	ふじみ野ステラ・イースト 多目的ルーム
参加者	15 名
市出席者	ふじみ野市長、障がい福祉課課長、障がい福祉課副課長、学校教育課課長、広報広聴課課長、広報広聴課主任

《主な意見等》

広報広聴課長

それでは、これよりふじみ野市手をつなぐ育成会様とのふれあい座談会を開催させていただきます。始めに、高畑博ふじみ野市長よりご挨拶を申し上げます。

《市長挨拶》

広報広聴課長

続いて、ふじみ野市手をつなぐ育成会の会長様よりご挨拶をいただければと思います。また、これより先の会の進行につきましては、ふじみ野市手をつなぐ育成会様にお願いいたします。

《ふじみ野市手をつなぐ育成会会長挨拶》

司会

それでは、進めさせていただきます。事前に質問を提出し、回答をいただいています。その中でメインテーマ「入所施設について」および「防災対策について」を中心に話をしていき、その後全体に関する質問事項を進めていきたいと思っています。

<入所施設について>

【事前質問 1】

今年度も私たち手をつなぐ育成会は「入所施設の建設」の要望書を提出しています。この住み慣れたふじみ野市内に入所施設の建設を早急にお願いします。グループホームは障がい重いとなかなか受け入れていただけず、行き場がありません。地域移行がうたわれるなかでもユニット型にするなど、方法はあるはずです。

親の高齢化もすすみ、当会でも急務と考えています。

【事前質問 1 回答】

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で過ごすことが出来るのが理想です。そのためには、グループホームの充実は勿論、居宅介護などの介護給付、就労継続支援などの訓練給付を充実させることにより、在宅での生活を安定させることが必要です。

市が入所施設を建設する予定はありませんが、民間事業者から市内に新規開設の相談があった場合は、重度障がい者のニーズを伝えてまいります。

【事前質問 14】

障がい者も親も高齢化が進んでいます。市外遠方の入所施設にいる子どもに会いに行くための高齢の親が利用できるサポートは現在ありますか。

また、これから増えていくであろうこの件につきましては、どのようにお考えですか。

【事前質問 14 回答】

現在、高齢の保護者に対する面会のためのサポートはありません。

施設入所を希望される場合には、施設の空き状況にもよりますが、ご本人・ご家族と相談の上、なるべく近隣の施設やご本人の障がいの程度に合わせた施設へ入所できるよう一緒に考えてまいります。

【事前質問 18】

重度の障がいを持つ方(自傷他害のある方・医療的ケアの欠かせない方)の緊急時(親の緊急入院・死亡など)に、対応していただける場所はありますか。親も子も高齢化が進み、非常に不安です。また、事例がありましたらお聞かせください。

【事前質問 18 回答】

重度の障がいがある方の緊急時の対応につきましては、頼れる親族がいる場合には対応をお願いする場合や、頼れる手段がない場合には入所施設やグループホームなどにおいてショートステイを利用する場合などもございます。ただ、自傷他害の程度や医療が必要な方などについては、状況を判断し医療機関での対応を優先する場合もございます。

なお、市では、障がいがある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応などを行うことを目的として「地域生活支援拠点等」の整備を進めており、関係機関のご協力のもと、グループホームなどへ生活の場を移行しやすくするなど、障がいのある方を地域全体で支える仕組みづくりに取り組ん

でおります。

参加者

障がい者のある子の親が亡くなり、頼れる親族もいないというとき、残された子はどうなりますか。以前質問した際には、市と施設で相談して施設に振り分けると回答がありましたが、現在、障害者支援施設は埼玉県内に52カ所しかありません。

障がい福祉課長

国が推進している「地域生活支援拠点等」という制度があります。緊急時に備えて事前に登録する制度で、在宅で生活されている18歳以上が対象です。

この制度は、緊急時にショートステイやヘルパーによる見守りなど、一人ひとりの状況に応じた対応ができるように備えるものです。また、グループホームの利用経験がないけれど、将来的には入所を希望されているといった方に、在宅で親御さんのもとにいるうちに数泊の体験宿泊をしていただくことで、今後の入所に備えていただくことができます。

本市では「12月上旬から地域生活支援拠点等」の事前登録の受付を開始します。市報ふじみ野12月号にも特集の形でお知らせを掲載いたしますので、ご覧いただければと思います。

参加者

入所を待機している人は、何人いるのでしょうか。施設が足りていないのであれば、市で建設していただきたいと思います。

障がい福祉課長

事前質問18の回答のとおり、入所施設を市で建設する予定はございません。しかしながら、ある法人が所沢市で高齢者向けと若い方向け、2種類の入所施設の開設を予定されていて、ふじみ野市在住の方も入所されませんかとお声掛けをいただいております。開設日など詳しい情報はまだ入っておりません。

また、令和3年11月の調査で、知的障害があり入所を待機されている方は、埼玉県内全域1,249名です。

本当に急に親御さんが亡くなられ、一人になってしまった場合は、一旦ショートステイで対応します。その施設とご本人が合うようであれば、ケースワーカーが施設やご親族と調整した上で、順番を繰り上げて早めに入所できるよう対応しております。

参加者

施設の入所にあたり調整会議があるのは埼玉県だけですね。

障がい福祉課長

知的障害者施設の入所に当たって入所調整は、埼玉県のみではなく、入所の必要性が高い方が優先して入所できるように、広島県や群馬県などにおいても実施しています。

市長

私の就任当初、ふじみ野市手をつなぐ育成会の皆さんとお話しさせていただき、その際に「我々が一番気にしているのは『親亡き後』です」と伺ったことは大変印象深く記憶しています。市として公的に入所施設を作る考えはありませんが、法人から市内に入所施設の建設を検討しているというお話があれば、積極的に受けたいと考えております。

また、実現しなかったことですが、数年前、ふじみ野市内に高齢者向けの地域密着施設を作ろうと検討されている法人があり、それであれば障がい者のグループホームを併設してほしいと市からお願いしていました。設計も終わり、県認可の一手前というところまで進みましたが、法人の都合で断念してしまいました。

参加者

東台小をグループホームにするという話は、いつ実現するのですか。あれだけの敷地と建物があれば、それなりの施設を作れるのではないのでしょうか。

市長

東台小についてはよく噂が流れますが、将来老人ホームにするつもりで学校を作るということ自体がおかしな噂です。

東原小がマンモス化し、長期間大きなプレハブ教室を使っていた時期があったために東台小が作られましたが、開校当時から児童数が減り続けています。学区の見直しも叶わず、現在、東台小の児童数は全校で126人しかいません。今後は90人規模で推移するシミュレーションですが、小学校というのは初めて集団生活を体験する場ですし、男女比の問題もあることから、私としても学校としての適正な規模なのかどうかという懸念があります。

開校当初からの是非や、当時としては画期的だった広い廊下やオープン教室、エレベーターなどがあったことで、これはいずれ高齢者施設に転用できるのではないかと、という噂がたった、ということのようです。

参加者

ふれあい座談会の質問事項をまとめるにあたり「居住の場の確保」と書かずに「入所施設」という言葉を使いました。それほど、ふじみ野市手をつなぐ育

成会の中では、入所施設への要望が高いということです。国の方針がグループホームへ移っていることはもちろん知っていますが、職員の質や絶対数などの問題があります。

グループホームの方にお話しを聞いたところ、職員の9割が女性かつ年齢層が非常に高いことや、パニックが大きい人や他害がある人は入所をお断りする方針だと伺いました。また、日中通う作業所の送迎がそのグループホームに来ない限り、自分で公共交通機関や送迎サービスを使って移動できない人は、短期入所はできても、利用しづらいということがわかりました。

市の計画では、来年85名が入所できる計画ですが、入所施設を必要としている人との数がマッチしていません。入所施設は国の方針と違うということは分かっていますが、本当に必要としており、ぜひお願いしたいということで、質問事項にあげさせていただきました。

参加者

ふじみ野市手をつなぐ育成会会員の子のほとんどは、重度障害があります。障がいの程度が重く、グループホームに入れられないという人もかなりいますので、やはり入所施設が必要です。

障がい者は健常者と比較して、高齢化するのが早いと感じます。子どもが入間東部みよしの里に入所していますが、車いすの人がかなり増えてきて、部屋や通路の狭さが目立ってきます。これまでほとんど支援だった状態が、介護に変わってきています。私たちの子のように知的障害のある人は、いわゆる障がいのない高齢者向けの介護施設には入所できません。入間東部みよしの里で入所者たちが生涯を送るためには、建物を広くする必要があると思います。

私は以前から入間東部福祉会で新たに高齢の障害者の入所施設を建設することで、安心して暮らせるようにしていただきたいとお願いしてきました。高齢者向けの入所施設ができれば、現在の入所者が移行して空きが出て、新しい方も入所できます。職員駐車場のためなどの土地の問題があり難しいと聞いていますが、ぜひ入間東部みよしの里を核にして、施設を拡充してください。私の子どもはたまたま施設に入れましたが、入所を要望している親御さんは多いと思います。

市長

以前伺ったお話しを覚えております。お子さんが高齢者という位置づけになり、いわゆる障がいのない高齢者向けの介護施設で受け入れてもらえないため、後で待っている方々が施設へ入れない申し訳なさを感じているとお話しも覚えております。

私もふじみ野市長として、入間東部福祉会の役員になっております。入間東部みよしの里に高齢者ユニットを増設することについては、お話しにあった駐

車場の用地確保だけが原因ではなく、隣接する地権者の方々のご意向などもあり進んでいない状況です。お話しいただいた通り、高齢者ユニットが増設できれば、今の入間東部みよしの里に空きができ入所できる方が増えていくということもあります。現在入所中の方のためだけでなく、トータルで進めていきたいと思います。

参加者

事前質問14について伺います。「現在、高齢の保護者に対する面会のためのサポートはありません。」という回答でしたが、例えばリモートで面会する手伝いをしていただくことはできますか。今は感染予防のため施設に行っても面会が制限されていますが、面会の制限が無かったとしても、車の運転ができなかったり、高齢になり電車などでの移動が大変になったりして、面会のために出かけることが難しいという人もいます。市役所の会議室などにパソコンを設置していただいて、施設とのリモート通話ができれば親の生きがいにつながるのではないのでしょうか。

市長

事前質問の主旨は、交通費などの費用的なサポートではないのでしょうか。

参加者

費用的なサポートですと、市外の施設に入所しているお子さんもいますし、福祉タクシーを利用するにしても費用が嵩んで大変な金額になると思います。リモートを手伝っていただければ、施設側の面会制限を問わず、親子がお互いの顔を見ることができてうれしいと思います。

市長

事前質問の主旨を、移動のための費用的なサポートのことだと思っておりました。お話しのとおり、親御さんの高齢化や、遠方でなくても感染症対策のために面会すること自体が難しい中、リモートでお話をするというのは施設側の協力を得ることができれば実現はできるのではないかと考えます。

職員が間に入らなくても、スマートフォンなどを使用していただければ可能だと思います。

参加者

パソコンやスマートフォンが使えない人もいますので、市の障がい福祉課と高齢福祉課がタッグを組んで市役所で会議室にパソコンを用意してセッティングしていただければ、それが可能になります。市役所の職員の方にはご苦労をおかけしますが、リモートの面会が一番良いと思います。

市長

方法としては有効だと思います。施設側の協力が必要不可欠であり、市役所も手狭で会議室の確保も難しい状態ですので、実現させるためには課題がありますが、無理とは言い切りません。

参加者

大井総合福祉センターのように日曜日休館の施設を活用したら良いでしょう。市の職員が日曜日に出たくないというならはできませんが。施設は協力すると思いますよ。

市長

職員が日曜日に出勤したくないということはありません。

参加者

障がいのある人の両親が亡くなったとき、市長の権限で子に成年後見人を付けることができるんですよ。

市長

市長の権限で可能ということではなく「市長申立て」という手続きを行い、成年後見人をつけることができます。本人が自発的に行為を取れないときに、担当者が事務を進めて市長申立てを行うものです。

参加者

私も自分の子の成年後見人になっていますが、一度成年後見人になると辞めることができませんよね。違う人を成年後見人にしたいというときは、家庭裁判所に申立てする必要があるし、弁護士に毎月1万円費用がかかります。成年後見は新しく違う人を選任しないと外せません。

市長

成年後見人を勝手に変えることができれば、制度として問題がありますから、一度成年後見人になると変えられません。市長申立てで任命する成年後見人は、裁判所が認めた成年後見人です。

参加者

裁判所が認めた成年後見人が悪さをしたら困るじゃないですか。一度家庭裁判所に質問しましたが、そうなった場合に市には任命責任がないと言われました。

市長

しかし当然処罰の対象になります。

参加者

横領罪で捕まりますが、お金は帰ってきません。どうしようもありません。

<防災対策について>

【事前質問 22】

ふじみ野市で考えている災害時の指定避難所、福祉避難室、福祉避難所の利用方法・想定を教えてください。

【事前質問 22 回答】

本市では、災害が発生した際に開設する避難所として、指定避難所、福祉避難スペース（福祉避難室）、福祉避難所の3つの開設を想定しております。

地震の場合は、震度5強から指定避難所を原則開設することとなっており、その中に福祉避難スペースを設置し対応することとなっております。その後、各指定避難所の避難者状況を鑑み福祉避難所を開設する流れとなっております。なお、福祉避難所は公共施設に開設するものと、市と協定を結んだ福祉事業所（施設）に開設するものの2つを想定しております。

水害の場合は、台風などの接近により、内水氾濫や河川氾濫などの被害が想定される場合に、災害対策本部などの決定により災害の発生前に一時的な安全を確保する避難場所として避難所を開設します。その後は、被害状況に応じて、上記の地震の場合と同様の流れになることとなります。利用方法ですが、まず受付において「避難者（世帯）受付カード」を記載し、避難所に入所します。その後、長期的な滞在となった（なりそうな）場合に「避難者（世帯）台帳」を記載し、地域防災拠点運営組織で管理します。なお、それぞれを記載する際に特記事項等を記載する欄や状態などを記載する欄がございますので、そちらを記載してください。その後は、災害の種別や規模、避難所ごとに対応が異なりますので地域防災拠点運営組織の指示に従い対応するようにしてください。

【事前質問 24】

福祉避難所へ直接避難できるようにしてください。

【事前質問 24 回答】

福祉避難所への直接避難の必要性や重要性について十分認識しているところですが、現時点では福祉避難所の直接避難について実施する予定はありません。

ん。しかしながら、前述のとおり、その必要性は十分理解しておりますので、昨年と同様の回答で申し訳ございませんが、実施の是非を含め検討しておりますので、お時間を頂きたいと思います。

参加者

防災訓練で避難所に指定されている学校の体育館へ行きました。その時感じたことですが、健常者であれば狭い避難所でも静かに耐えていられますが、重度障害のある子が狭い部屋でじっとしていることはできません。騒いでしまったり、パニックになって人を傷つけてしまうので、とてもではありませんが避難所に行ったとしても、すぐに外に連れださないといけない状態です。

こうしたことから、知的障害のある人は、知的障がいのある人達だけが集まる福祉避難所に直接行きたと要望しています。おそらく最初に体育館に避難してから、各教室などへと案内されるでしょうが、それであれば最初から直接教室へ行けるシステムにしていだきたいと思います。

市長

災害時の対応マニュアルは頻繁に見直しを行っています。

障がいのある方が避難した際に、その方の特性によって、環境が変わったことでパニックになってしまったりさまざまな状況がありますので、お話しをいただいたと思います。

市民の皆さんに申し上げていることですが、地震や台風が発生した際、全員が必ず避難所へ行かないといけないというわけではありません。災害によって長期的な避難生活が必要になる場合がありますが、災害は季節や時間帯によって大きく異なります。総合防災訓練では体育館を避難所として使いますので、避難生活が必要になる災害を想定して訓練を行っています。

実際の災害発生時には、まず学校などの各避難場所に、近隣に居住している市役所の指定職員が駆け付け対応を行います。大地震などが発生した際、安全を確保するために、一旦は皆さんに避難所に来ていただききますが、ご自宅が崩壊してしまったり、傾いたりして危険という人以外は、自宅へ帰っていただきます。阪神淡路大震災や東日本大震災でも、大半の人が自宅で過ごされました。断水や停電があっても、自宅の建物に危険が無い場合は、自宅で過ごしていただくというのが基本です。

以前の災害で、大雨によって避難された方たちが避難所に入りきれず、車で一晩過ごされたということもありました。台風や大雨の予報は事前に分かりますから、水浸想定区域に住む方のうち、避難レベルによって高齢者から順次避難されます。ご存知とは思いますが、避難レベルが見直しされ、避難勧告が廃止されました。高齢者等から先に避難を始めていただき、その次はもう避難指示と、何しろ先に避難してくださいという指示になります。皆さんのお子さん

も避難されることとなりますが、避難所で暮らしていくかどうかは避難指示によって避難し、まず身の安全を確保して、その先の判断となります。避難所では空き教室などから順次開放し、そこに行っていただくと思います。

以前は、環境センターを福祉避難所に指定していましたが、見直しを行い、新たな公共施設を福祉避難所に指定する方針です。その際に、皆さんの、できれば直接福祉避難所に避難したいというご要望は担当課へ伝えてまいります。

参加者

今の市長の話は、避難所に長期いる感覚でお話しされていますが、私たちの子はたとえ1時間だとしても絶対に周りの人に迷惑をかけると思います。我々の子どものような人がいる家庭だけが直接避難できる状況にさせていただきたいのです。

市長

それを、一般の人は入らない福祉避難所として計画しており、現在は環境センターが指定されております。

障がい福祉課長

現在、域防災計画の見直しを行っております。障がい福祉課としましては、長期間の避難が必要な状況になったとき、普段利用されている通所施設へ利用者と介護者1人が避難できるように社会福祉法人と協定を結ぶため調整しております。

市長

皆さんが仰るように、慣れない場所に行くとパニックになってしまうということがあります。通所施設を利用している人には、通いなれた施設を居場所として確保できればと思っております。それを含めて、皆さんからの直接福祉避難所に避難したいというご要望は、防災計画の担当課に伝えてまいります。

障がい福祉課長

個別の避難計画というものも、今後、ご家族の皆さまと共に作っていきたいと考えております。

参加者

福祉避難所を利用する人をどのように想定されていますか。例えば、身体障害者や小さな子のいる家庭と、私たちの子のような知的障害者は全然違います。それは理解していただきたいです。

参加者

例えば視力が十分でない人は、聴力が良いことが多いですよね。その場合、私たちの子どもが騒いでしまったときに迷惑になってしまうと思います。

参加者

障がいごとに福祉避難所を住み分けしていただけないと、避難しきれない状況になってしまうと思います。

市長

お話しの主旨はよくわかります。しかしながら、施設ごとに住み分けをするには限界があります。

よく「大地震が起きた際、小・中学校19校に11万4千人の市民全員が避難できるのか」と言われますが、全員は避難できません。14.64km²の市内に、11万4千人が避難できる施設を作ることはできません。

マンションなど、震度7の地震でも崩れない建物に住んでいる人は、自宅で過ごしていただき、断水があったら防災拠点に行って水を確保していただきます。災害時は72時間の初動対応が勝負だといわれますが、備蓄は初動対応の分だけです。ペットボトルの水も初動対応の備蓄だけですし、初動対応での食料配布は1日2食の想定です。

現在は、県の重点項目としては、外部からの支援を受けやすい体制づくりが推奨されています。その際想定されている避難者数は、震度や季節、時間帯で異なります。まず安全な場所への避難が第一で、その後自宅に戻れない人が避難所に行き避難生活を送るのが第二です。避難生活となれば、皆さんのお話しの主旨のように、分散させることが必要であることは分かります。健常者との分散や、障がいの種別によっての分散を考えるよう、担当課には伝えさせていただきます。

<メインテーマ以外の内容>

【事前質問 10】

これから数年、学校を卒業する生徒数が多い状態が続きます。市内の就労継続B型と生活介護の空き状況を教えてください。

【事前質問 10 回答】

市内の就労継続支援B型事業所は9カ所あり、令和4年10月1日現在の利用定員数は合計で191人となっております。また、生活介護を実施している市内の事業所は3カ所あり、令和4年10月1日現在の利用定員数は合計で40人、空き状況は、就労継続支援B型事業所が26人、生活介護事業所が2人となっております。

【事前質問 11】

今後、生活介護の利用を考えている生徒が多く卒業します。現在市内では受け入れ枠が不足していて不安です。新たな生活介護事業の計画などあったら教えてください。

【事前質問 11 回答】

「第2期ふじみ野市障がい者プラン」における生活介護事業所の見込量は令和5年度末で152人としていることから、ニーズはあるものと考えられます。

令和4年度に入り、生活介護事業所の新規開業に向けて動きのある法人の情報は入っています。今後も市内に事業所を立ち上げる旨の相談があった場合には、開設に向けて取り組んでいただくよう働きかけてまいります。

参加者

事前質問10・11の、生活介護について伺います。これから1～2年で、生活介護事業所の利用を考えているような子が何人も特別支援学校の高等部を卒業します。私の子も高等部で実習などを行っていますが、地元の生活介護事業所への入所が難しくなっています。

以前から生活介護事業所を増やすことについてお願いしておりますが、先ほどの、通いなれた通所施設へ避難できるように調整されているという話を聞き、わが子の卒業後には、ぜひ地元の施設で毎日の生活を送れたら良いなと、より強く感じました。

障がいの特性や本人の資質に合った仕事とマッチングできれば選べる仕事の幅が広がりますが、作業は得意でもバスに乗れないという子もいて、送迎が課題になっています。送迎の問題がクリアできれば、B型作業所にチャレンジしたいというご家庭も多くいます。入所の条件として、自分で身の回りのことが自分でできることや、自分で公共交通機関の乗り継ぎをして自分で通所ができること、という施設が増えていて、生活介護事業所を選ばざるを得ないお子さんが増えています。なおかつ、ふじみ野市内に生活介護事業所は少ないです。

ここ1～2年でこういった卒業生が多くなると思いますが、その点について市はどのように考えているのでしょうか。

障がい福祉課長

お話しのとおり、生活介護事業所は、B型作業所と比較して数が少ない状況です。市内の生活介護の定員は、入間東部福祉会の大井デイケアセンターが20人、おおい作業所は定員を増やして現在10人。社会福祉法人むさし野たんぽぽ会の自立支援センターたんぽぽは10人ですが、利用している大井総合福

祉センター内で広い部屋に移動したことで、面積要件としては25人まで受け入れることができます。

また、卒業後に生活介護事業所の利用を希望している卒業生は本年度で5人、来年度は約8人と見込んでおりますので、生活介護事業所が必要であることは承知しております。ただ、隣接する富士見市、三芳町の施設で定員に余裕のある施設がありますので、隣接する近くの施設をご活用いただける方もいらっしゃるのではないかと考えております。

また、生活介護事業所を開設したいという法人から何件か相談を受けております。実現には至っておりませんが、市としてはニーズがあることをお伝えし、なるべく早く生活介護事業所を立ち上げていただけるよう支援してまいります。

参加者

富士見市、三芳町の生活介護施設は、自市町内の状況を優先して、それでいて空きがあればふじみ野市の子も受け入れを決めると思います。

送迎の問題について自力で通所できない子の生活介護をどのように考えていますか。ふじみ野市内に事業所が無いと市外の事業所を模索する保護者が多いと思いますが、送迎が一番のネックだと思います。市外の施設を探したりその事業所との送迎についてのやり取りなどは保護者が進めるべきなのでしょうか。

障がい福祉課長

事業所ごとに送迎の範囲が決められており、定時に作業を始めるためには、送迎ルートに限界があると思います。送迎範囲を拡大することは基本的にできませんし、毎日の送迎に利用できるサービスもありません。ケースワーカーがなるべく最新状況を掴み、近くの事業所で空きができれば保護者との連絡を密にして情報提供を行い、ご相談に乗らせていただきたいと思います。

【その他】

- ・ふじみ野市手をつなぐ育成会の会員からの手紙について

司会

以上で市長と語るふれあい座談会を終了いたします。